



市報

こだいら

平成26年(2014年)

1/20

第1334号

発行:小平市 編集:企画政策部秘書広報課 〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地 ☎042(341)1211(代表)

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.lg.jp ◇小平市携帯電話用ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp/m>



人口と世帯数 平成26年1月1日現在

◎住民基本台帳登録数		前月比
男	92,041人	22人減
女	94,298人	18人減
計	186,339人	40人減
世帯数	86,026世帯	56世帯減

平成26年度

市民税・都民税の申告

2月17日(月)から



ふるさと
人・まち・景

小平青年会議所から 新・小平かるたが寄贈

小平青年会議所の沼崎直隆第30代理事長から市長へ、武蔵野美術大学のデザイン協力を得て制作した、巨大な「新・小平かるた」(高さ約120cm、幅約84cm)が贈呈されました。今後、市内で行われるイベントなどで活用させていただきます。

市民税・都民税(住民税)は、前年(平成25年1月1日～12月31日)の所得を基礎に、今年の1月1日現在に居住する市区町村で課税される税金で、所得税とは異なります。

申告期間 2月17日(月)～3月17日(月) 月曜～金曜日 午前9時～11時30分、午後1時～4時

※土曜臨時窓口を2月22日(土)、3月1日(日)の午前9時から11時30分まで開設します。この2日間以外の土曜日は取り扱いませんので、あらかじめご了承ください。

※当日は給与収入、年金収入の簡易な確定申告書記入の相談も行っています。また、作成済みの確定申告書の受付も行います。申告に必要な書類は、事前に準備してください。

申告会場 市役所2階201会議室

申告が必要な方 ▼給与所得者で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方

※勤務先に確認のうえ、提出されていない場合は、ご自身で源泉徴収票などを添付して申告してください。

▼年末調整された給与のほか、不動産・雑所得などの所得があり、その額が20万円以下の方



申告の様子

※20万円を超える方や年末調整を受けていない方は、税務署に所得税の確定申告をしてください。

▼小平市に住所がなく、市内に事務所・事業所・家屋敷がある方

※税務署に平成25年分の確定申告書を提出した場合は、住民税の申告をしたものとみなされ、住民税の申告は不要です。

※公的年金等の収入金額が4百万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は確定申告が不要となりますが(前記の方でも所得税の還付を受けるための確定申告は提出できます)、次に当てはまる方は住民税の申告が必須です。



東村山 税務署

平成25年分確定申告

平成25年分の確定申告書の受付を開始します。

◆**税理士による無料申告相談**

年金受給者、給与所得者および小規模納税者の申告相談が対象です。

とき 2月10日(月)・12日(水)・14日(金) 午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分

※混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

※譲渡所得、贈与税、相談内容の複雑な方、所得金額が高額な方は税務署をご利用ください。

※前年、確定申告した方はその控え、申告に必要な添付書類、印鑑、口座番号を確認できるもの(還付申告の方のみ)などをお持ちください。

◆**申告書作成のアドバイスと受付**

とき 2月17日(月)～3月17日(月) 月曜～金曜日 午前9時～午後5時 午前8時30分開場

※還付申告は1月から受け付け中。

◆**消費税および地方消費税の申告と納税期間**

とき 3月31日(月)まで

◆**贈与税の申告と納税期間**

とき 2月3日(月)～3月17日(月)

◆**復興特別所得税の創設**

平成25年から平成49年分までの各年分について、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

各年分の基準所得税額に2%の税率を乗じて計算します。また、平成25年から平成49年までの間に生ずる所得について源泉所得税が徴収され



▽公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けるとき

▽公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

◆**次の方も申告にご協力**

平成25年中に所得がなかった方も、必要事項を記入のうえ、申告書を提出してください。これは、非課税証明書の発行や国民健康保険税軽減の算定資料にするためです。

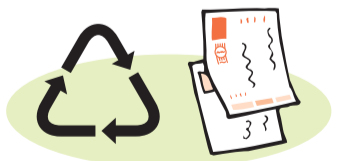
※同居同世帯の親族に扶養されている、その親族がその旨を申告している場合は申告の必要はありません。

申告書送付予定日 1月24日(金)

※平成25年中に小平市に転入した方や、昨年、所得税の確定申告をした方のうち、住民税の申告が必要な方で、申告書が届かない場合は、住民税の申告書をお送りしますので、問合せ先へご連絡ください。

問合せ 税務課 ☎042(346)9522・05023

市内の郵便局で 年賀はがきを リサイクル



紙資源を有効活用するため、不要になったはがきの回収箱を設置しました。

回収したはがきは、市が責任を持って製紙工場へ運び、再生紙などに生まれ変わります。

回収期間 2月21日(金)まで

設置場所 市内郵便局、市役所、東部・西部出張所

※市役所、東部・西部出張所では、年間を通して回収箱を設置していません。

問合せ こみ減量対策課 ☎042(346)95035

2月9日(日)は 東京都知事選挙の投票日です

2月9日(日)は、東京都知事選挙です。大切なあなたの一票をむだにしないよう、必ず投票しましょう。

詳しくは、本日発行の市報東京都知事選挙臨時号および小平市ホームページをご覧ください。

問合せ 小平市選挙管理委員会事務局 ☎042(346)95076

今月の税 1月

◇市民税・都民税の普通徴収(第4期)

◇国民健康保険税(第7期)

※納付は、1月31日(金)の納期限までお願いします。

※市税はコンビニエンスストアで納付できます。詳しくは、納税通知書をご覧ください。

※便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

夜間納税窓口

1月27日(月)に開設

日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。

とき 1月27日(月) 午後5時～8時

ところ 市役所2階収納課(入口は庁舎北側)

※来庁の際は納税通知書をお持ちください。

※夜間窓口では、納税証明書の発行はできません。

問合せ 収納課 ☎042(346)9527・9528

共通

併せて徴収されています。

◆**車での来場はご遠慮ください。**

問合せ 東村山税務署 ☎042(394)6811